

入札参加要領

令和5年12月4日付けで公告した残骨灰の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、この入札参加要領によるものとする。

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 役務の名称 | 琴浦町営斎場残骨灰等処理業務 |
| (2) 売払方法 | 一般競争入札 |
| (3) 調達案件の仕様等 | 入札説明書による |
| (4) 履行期間 | 契約締結日～令和6年3月19日 |
| (5) 履行場所 | 仕様書による |
| (6) 入札方法 | 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%を相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| (7) 注意事項 | 本契約は残骨灰処理及び有価物処理を一体とする総価契約とし、残骨灰処理費用から有価物処理の際に見込まれる収入見積額を差し引いた額が入札金額となる。
なお、落札金額が0円未満(マイナス金額)の場合、委託者は完了検査合格後に受託者へ納入通知書を送付し、契約金額の支払を請求するものとする。受託者は、当規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を一括で支払わなければならない。 |

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 財務規則第120条第1項または第2項の規定に該当する者
- (2) 琴浦町の職員であって当該入札の事務に従事する者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 過去2年間に他の官公庁と締結した残骨灰の減容化及び無害化処理に関する同等以上の規模の契約実績が2例未満の者
- (5) その他町長が不相当と認める者

3 契約する者

鳥取県琴浦町長 福本 まり子

4 入札手続及び契約に関する担当部局

名 称 : 琴浦町役場 町民生活課 SDGs 推進室
所 在 地 : 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
電話番号 : 0858-52-1703
ファクシミリ : 0858-49-0000
電子メール : tyoumin@town.kotoura.tottori.jp

5 入札書の提出方法等

(1) 事前提出物

本件入札に参加を希望する者は、次の事前提出物を4の場所に令和5年12月15日（金）午前10時までに提出（持参または郵送）し、入札参加資格確認を受けること。

なお、提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類		備考
ア	入札参加申込書 (様式第1号)	売買契約は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えない。
イ	誓約書(様式第2号)	
ウ	入札参加資格を証する書面	個人の場合は、本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び住所登録されている市町村長が発行する住民票。 法人の場合は法人登記簿。なお、共有の場合は共有者全員のものが必要。
エ	委任状(様式第4号)	代理人により入札を行う場合のみ必要。(令和5年12月22日（金）必着)
オ	契約実績調書 (様式第5号)	過去2年間に他の官公庁と締結した残骨灰の減容化及び無害化処理に関する同等以上の規模の契約実績を2例以上記載すること。

(2) 入札保証金に係る領収証書

(1)により入札参加資格確認を受けた者には、入札保証金について、別途納付書を送付するので、納付書記載の金融機関（コンビニによる納付はできません。）において、原則、入札書の提出に先立って納付すること。

また、入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあつては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

(3) 落札できなかった場合にあつては、入札者は、納付した入札保証金の返還を受けるため、様式第6号により入札保証金の口座振替を依頼するものとする。

(4) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札方法及び入札条件

- (1) 入札は、紙入札により行うこととし、入札書は所定の書式（様式第3号）により作成すること。
- (2) 入札書に記載する金額は算用数字とし、住所、氏名を記入し押印すること。
- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 郵送等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律 第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、琴浦町財務規則（平成16年9月1日規則第47号。以下「財務規則」という。）、本件公告及びこの入札参加要領を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告及び入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

7 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (4) 入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札
- (5) 金額を訂正した入札書による入札
- (6) 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札
- (7) 1件について、2通以上の入札書を提出した入札

- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の場所に提出していない入札
- (9) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (10) 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札
- (11) 政令、財務規則、本件公告及びこの入札参加要領に違反した入札

6 契約等

(1) 契約の締結

落札者は、業務契約書（案）により契約を締結しなければならない。契約締結は落札者名義で行う。

落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は琴浦町に帰属する。

(2) 売買代金

琴浦町の発行する納入通知書により、その指定する期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに支払うこと。

(3) 所有権移転及び引渡し

売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。

売買物件は、所有権が移転したときに、現況のままでの引き渡しとなる。

(4) 契約不適合

落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足等、契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

(5) その他

契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（契約の相手方が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加

している者を、契約の相手方が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

7 その他

天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、財務規則、本件公告及び琴浦町の指示による。